

令和6年度第2回 南アルプス市環境審議会資料

令和6年12月24日（火）午前10時～
南アルプス市役所 本庁舎3階 大会議室

4-1循環型社会の形成づくりが進むまち

令和5年度実績

基本目標	基本施策	事業名	具体的な事業内容	進捗状況	担当課
1-1 循環型社会の形成を推進する	1-1-1 廃棄物の発生抑制	① 生ごみ堆肥化の推進	・市民が行う、ぼかしを利用した生ごみの堆肥化を、今後も継続して支援します。また、生ごみ処理機の購入についても支援します。	・ぼかし 8月(500袋)と2月(500袋)の無料配布を実施している。 ・家庭用電動生ごみ処理機と処理容器(コンポスト)の購入補助を行っている。令和5年度の実績は処理機31人、処理容器28人で、664千円となっている。	環境課 (ごみ減量化担当)
		② グリーン購入の推進	・市の物品調達においてグリーン購入を進めるとともに、市民や事業者へ環境配慮型商品の購入や使用の啓発及び普及に努めます。	・コピー用紙の購入にあたり、グリーン購入法適合評価値「80ポイント」以上としている。 ・公用車の購入及びリースにあたっては、原則グリーン購入法適合車種を採用している。	管財課
	1-1-2 リユースの推進	③リユースステーションの設置可能性調査	・不要となった機器や品物を持込み、必要な人が再利用するリユースステーションの設置を検討します。	・リユースは一度使用されたものを繰り返し使用することであるため、持ち込まれるリユース品の品質等の課題もある。現状は週1回本庁のみで古着回収を行っているが、他のものに広められるように調査研究を行っている。	環境課 (ごみ減量化担当)
		④リサイクルの推進	・自治会と連携し資源ごみの回収を行います。	・資源ごみの地元回収を地元自治会と連携しながら実施している。令和5年度の実績は1,641tとなっている。	
	1-1-3 リサイクルの推進	⑤ 資源回収センターへの移行	・各地区のリサイクルステーションから、市内3ヶ所に設置した「資源回収センター」へリサイクルの拠点施設を移行していきます。	・広報やホームページ等により、市内3ヶ所に設置した資源回収センター利用促進のため周知を行っている。地区で実施しているリサイクルステーションのうち、3箇所がステーションを廃止する方向で検討している。	
		⑥ 一般廃棄物の収集運搬	・ごみ出しのルールやマナー、分別方法などに関する周知及び啓発を進めます。	・家庭ごみ収集カレンダー(5か国ごみ収集カレンダー含む)の配布及びホームページ等により、ごみ出しのルールやマナー、分別方法等周知啓発している。	
	1-1-4 廃棄物の適正処理	⑦ ごみ分別排出の徹底	・地域との連携により、ごみの分別を促進し、市民、事業者、行政が一丸となるごみ出しルールの徹底化を図ります。	・環境美化員へ資料を配布し、地域と連携したごみの分別や、ごみ出しルールの徹底を図っている。本市のごみの状況及びリサイクル意識の向上などを目的とした環境講座を地域や学校に向けて随時募集を行っている。令和5年度については、地域や団体に向けて実施している。	

《 環境指標 》

項目	令和2年度末数値(基準値)	令和4年度数値	令和5年度数値	目標(R5年)	第2次最終目標(令和12年)	担当課(作成者名)	目標未達成の理由
一般廃棄物(可燃ごみ)排出量(t)	18,170	16,872	16,306	17,357	16,433	環境課 (ごみ減量化担当)	現状維持に努める。
一般廃棄物(不燃ごみ)排出量(t)	699	530	525	688	632		現状維持に努める。
廃棄物のリサイクル率(%)	12.6	9.9	9.5	13.49	20		資源として回収される廃棄物の55%が古紙であり、この量が年々減少し、また、びんの減少、アルミ、スチール、ペットボトルの軽量化による回収量減少のため。

基本目標	基本施策	事業名	具体的な事業内容	進捗状況	担当課
2-1 清流を回復する	2-1-1 河川等への不法投棄の防止	① 市民による河川清掃の実施	・各地区において、定期的にクリーン作戦やごみゼロ等の活動を実施していますが、今後も市民やボランティア団体の協力を得て、河川等に不法投棄されるゴミの収集活動を推進します。	・地域清掃活動は、「櫛形地区クリーン作戦」をはじめ各自治会、及びボランティア団体において活動を行っている。延べ21,963人が清掃活動に参加している。	環境課 (ごみ減量化担当)
		② 広報等による啓発	・広報等を利用して不法投棄の防止を呼びかけます。	・不法投棄されやすい場所等については、不法投棄禁止の看板やダミーカメラの設置を行った。今後も回覧や広報等で啓発していく。	
		③ 学校・家庭での環境教育の実施	・学校や家庭の協力を得てモラルの向上を図ります。	・社会や理科、総合的な学習の時間で環境をテーマとした学習を実施し、環境教育ポスター作製等に子供達が取り組むことで、家庭においても環境保全活動への関心を図っている。	学校教育課
	2-1-2 生活排水対策の推進	④ 公共下水道事業の推進	・現在の南アルプス市公共下水道事業計画面積は2,895.0ヘクタールで、2019年度末の整備面積は、1,329.6ヘクタール、整備率は45.9%となっています。今後も、釜無川流域関連 南アルプス市公共下水道計画に基づき下水道の整備を順次進めます。	・「釜無川流域関連南アルプス市公共下水道計画」に基づき、下水道の整備を順次進めている。2021年度改正により事業計画面積は、2,434.1ヘクタールで2024年度末の整備面積は、1,456.9ha、整備率は59.9%となっている。 ・新規流入開始区域並びに既共用開始区域内における公共下水道の普及率の向上を図るため、広報や通知等による加入促進に努めている。	上下水道局総務課 (計画担当)
		⑤ 合併浄化槽の普及促進	・合併浄化槽の普及を促進するため、設置への支援を行います。	・合併浄化槽設置促進のため、補助金交付(国・県・市)を行っている。 R5年度実績23基2,738千円。 また、R6年度から汲み取り槽の撤去に要する費用の補助金を実施している。	
		⑥ 農業集落排水処理の維持管理の実施	・芦安地区の生活排水の処理施設の維持管理を行います。	・月に1度、原水槽で汚水処理前、処理水槽及び河川への放流地点で汚水処理後の水質検査を実施し、また年に2回、放流地点より上流側で放流前の河川の水質を確認するための水質検査を実施。年間を通して適切に汚水を処理できるよう、維持管理を行い、環境保全に努めている。	
2-2 生活環境に影響を与える各種問題へ対応する	2-2-1 環境の状況把握	⑦ 公共用水域・地下水の水質測定	・市内の河川及び井戸について、汚染物質の濃度等を測定し、その経年変化を観測します。	・市内を流れる河川の主要ポイント25地点の水質調査を年2回(夏と冬)行っている。河川19地点で全て環境基準値を満たし、6地点で一部基準値を超えており、また、毎年12区画をローテーションにより調査を行っている。地下水12地点で環境基準値を満たしている。河川の水質検査結果はホームページに掲載。引き続き状況把握と監視を継続していく。	環境課 (環境保全・自然エネルギー担当)
			・水質の悪化や、汚染物質の検出及び増加が見られる場合は、原因の究明と是正を図ります。	・水質については、例年と同様の数値であるため、悪化はしていない。引き続き状況把握と監視を継続していく。	
		⑧ 工場、事業所等に対する監視及び指導の実施	・工場や事業所等の排水、排ガスの状況や騒音及び振動の発生について立ち入り調査を実施します。	・三井金属ダイカスト、トヨタホーム、日立Astemoの3事業所排水及び日立Astemo地下水は、公害防止協定により報告書の提出があり環境基準値内であることを確認している。甲西工業団地内の排水は市で毎年調査を実施し、基準値内となっている。	
			・規制基準を超える事業所等に対しては、県と協力し是正指導を行います。	・基準を超える事業所はなかった。	
			・工場や事業所に対して、公害防止に関する各種規制基準の順守について、県と連携して指導します。	・日立Astemoでは、毎月1回調査結果の提出があり、各種基準を順守していることを確認している。	

2-2 生活環境に影響を与える各種問題へ対応する	2-2-2 公害の防止、生活環境に係る各種環境問題への対応	⑨ 公害苦情への対応	・環境汚染の状況や発生原因を調査し、原因者への指導を行い再発防止に努めます。	・令和5年度の公害苦情件数は、騒音12件、振動0件、悪臭13件、水質汚濁2件、合計27件であった。対応については現場確認・各種計測器等により原因究明を早急に行い、状況によっては県や関係機関へ協力を依頼し、解決に努めた。	環境課 (環境保全・自然エネルギー担当)
		⑩ 公害防止協定の締結	・本市では現在、8つの企業と公害防止協定を締結しています。これらの協定に基づき公害を防止し、地域住民の健康と生活環境の保全を図ります。また、必要と認められる場合は、新規の協定を締結します。	・公害防止協定については、合併前を含めて8企業(三井金属ダイカスト、トヨタホーム、YKK AP、日立Astem、テクノプラント、エルテックサービス、エコフカサワ、岐南環境サービス)と締結済み。今後、工業団地拡大等に伴い、必要であれば、新規協定締結を行っていく。	
		⑪ アスベストの飛散防止対策への支援	・住民のアスベストによる被害を未然に防止するため、南アルプス市アスベスト飛散防止対策事業費補助金交付要綱に基づき、既存の建築物のアスベストの除去を行う事業者に対して支援を行います。	・令和5年度は補助事業として安心して仕事ができるように吹付剤に含まれるアスベスト調査を1件実施した。アスベストが含まれることが判明したため、令和6年度に補助金を交付して除去を行っている。 ・アスベストの種類、健康への影響及び補助金制度の活用について、市のホームページで啓発を図り、事業の推進に努めている。	
		⑫ 最新の環境情報の収集、市民への情報の公開	・今後予定される各種開発に伴う環境情報を収集し、市民に対して情報を伝達します。	・引き続き、国・県・企業等からの情報収集を行い、積極的に市民へ情報を伝達します。	
		⑬ 不法投棄監視員の配置	・監視員、職員によるパトロールを継続的に実施するとともに、より有効な体制の確立を図ります。	・不法投棄監視員については、市単独で監視員4名を設置。監視体制は4名を2班に分け、交互に市内巡回パトロールを実施している。(月曜～金曜:午前9時～午後4時30分まで)	
2-3 環境美化活動を推進する	2-3-1 不法投棄の防止	⑭ 不法投棄防止に関する普及・啓発	・不法投棄防止看板を設置します。地域ぐるみで監視の目を強化します。	・不法投棄されやすい場所等については、監視活動を行うほか、不法投棄防止看板の設置や対策を取るよう土地所有者を中心に地域ぐるみで指導するなどの予防策を実施している。	環境課 (ごみ減量化担当)
			・広報、CATV、市のホームページ等で啓発を図ります。	2-1-1②の再掲	
		⑮ 監視体制の強化	・県や警察などの関係機関と連携を図り、不法投棄の監視体制の強化を図ります。	・県及び市の不法投棄監視員によるパトロールの強化を行うほか、不法投棄については、警察と連携し確認や捜査の依頼をしている。	
	2-3-2 清掃、美化活動の推進	⑯ 地区環境美化員の設置	・地域の環境リーダーとして各地区の環境美化員が設置されています。今後も継続して不法投棄の監視、自治会でのごみの分別排出指導等に当たります。	・環境美化員については、176名を委嘱し各地区の環境美化事業(ごみ減量・リサイクル推進)や地域清掃活動及び指導に協力していただいた。	市民活動センター (環境課 (ごみ減量化担当))
		⑰ 市民活動センターの運営	・市民活動センターは、ボランティア団体やNPOの活動を支援する施設です。今後も市民への情報提供や相談の受付、コーディネート、活動の場の提供を支援します。	・市民活動アドバイザー、市民活動コーディネーターを中心に、市民活動等の相談やアドバイス、後方支援やコーディネートを協力して行っており、市民と行政との協働に取り組んでいる。	
		⑱ 地域清掃活動の実施	・河川清掃等の一斉清掃活動を継続して支援します。	・地域清掃活動は、「櫛形地区クリーン作戦」「八田地区ごみゼロ運動」をはじめ各自治会、及びボランティア団体において活動を行っている。引き続き回収袋配布や、コンテナ設置等を支援している。 ・アダプトプログラムに参加している団体については、保険加入費を負担し支援している。	
		⑲ アダプトプログラムの推進	・現在も複数の任意団体が、地域の公園、道路、河川などを地域住民自らの手で美化する活動に取り組んでいます。今後も、参加団体の増加のために、プログラムの周知及び拡大を進めます。	・本市におけるアダプトプログラムに参加している団体は、令和5年度末時点で18団体となっている。(参加企業13社、ボランティア5団体) ※令和5年度1団体増加	
		⑳ 市民協働によるまちづくりの推進	・市民と行政の協働による風景づくり、花壇づくり、植栽の維持管理等を進めます。	・協働事業3団体と協働事業として桜並木の維持管理を行っている。各団体とも除草、消毒、剪定作業を実施している。	都市計画課

2-4 身近な緑を守 る、増やす	2-4-1 街路や河川の緑化 推進	②① 道路の緑化	・都市計画道路等の幹線道路や、主要な生活道路の整備に当たっては景観に配慮し、在来種を中心とした街路樹等による緑化を推進します。	・主要な幹線道路や生活道路における緑化については整備済みであり、除草や剪定、害虫駆除等、景観や環境を保全するため、維持管理に努めている。 ・南アルプス市緑の基本計画に基づき、緑化可能な幅員をもつ都市計画道路の植樹帯に植樹し、道路緑化に努めている。	道路整備課 都市計画課
			・河川や水路の改修に併せ、未利用地や残地を活用した緑化に努めます。	・水路改修の計画はあるが、今のところ未利用地などの余剰地はない。未利用地などの余剰地があった場合は、緑化に努めている。 ・南アルプス市緑の基本計画に基づき、河川や水路の改修に併せ、未利用地や残地を活用した緑化に努めている。	道路整備課 都市計画課
	2-4-2 公共施設や学校の 緑化推進	②③ 公共施設の緑化	・街並み景観の向上のため、市役所、文化施設、福祉施設等において緑化を推進します。	・市内小中学校、保育所をはじめ、窓口サービスセンター、生涯学習センター、図書館、自治会集会場、社会福祉施設等へ春と秋に花苗を配布している。また、アヤメ花壇等の公共花壇のボランティアを募集し、市民参加による維持管理を行い緑化推進を図っている。	都市計画課
			・学校敷地内の花木の植え付け、植樹など環境教育の一環として緑化を進めます。	・管財課所管の市役所緑化については、H30庁舎整備事業計画にのつとり整備をしている。緑化の維持管理を行っている。	管財課
	2-4-3 住宅、工場、商店 街の緑化推進	②⑤ 住宅地の緑化	・花壇や生垣の設置に助成を行います。また、住宅地の緑化も進めます。	・花壇・生垣推進に関する補助制度を住民に周知し、制度を活用してもらい、公道に面した住宅地の緑化推進を図っている。	都市計画課
		②⑥ 商店街の緑化	・南アルプス市商工会では、商店街の緑化活動に取り組んでいます。今後も継続し、緑豊かな街並みの形成を図ります。	・商工会では店舗前の道路沿いにフラワープランターを設置して時期毎の花を植栽し、商店街の緑化推進を図っている。市では、商店街の緑化が推進するように指導している。	商工振興課
	2-4-4 雑木林等の保全と 活用	②⑦ 雑木林等の緑地利用の促進	・市街地や集落地に分布するまとまった樹林地について「市民緑地制度」の活用を図ります。	・市内河川公園を県と地元で協力しながら管理し、遊歩道等のウォーキング利用で雑木林等の緑地利用を推進している。	都市計画課
			・里山地域や河川沿いの雑木林の管理に努めます。	・里山の電柵周辺における森林整備の実施している。	農政課
	2-4-5 公園の整備、維持 管理	②⑧ 公園の整備	・市内には大小の公園が150箇所以上設置されています。今後は不足する地区への整備を図ります。	・自治会と協定を結び、管理する公園を増やしている。	都市計画課
2-5 親しめる水辺を つくる	2-5-1 親水空間の整備、 水と触れ合いの機 会の創出	②⑨ 公園の親水空間の整備、維持管理	・市民等が安全に水と親しめるよう、河川沿いの公園等、親水空間の整備と維持管理を行います。	・地域のニーズを踏まえながら河川管理者と協議し、親水空間の維持管理に努めている。 ・国から補助金により大きな公園の整備を計画を立てて行っている。また、維持管理についても各公園を対象に草刈り、清掃を行っている。	道路整備課 都市計画課
			・エコパ伊奈ヶ湖周辺は、憩いの場として広く利用されています。安全に散策等ができるよう維持管理を行います。	・草刈りや剪定、環境整備を実施し、安全に利用できる施設となるよう努めている。	観光施設課
		③⑩ エコパ伊奈ヶ湖の整備	・環境教育の場として利用します。	・伊奈ヶ湖の自然を活かした環境教育プログラムを実施し、262人が参加した。	

《 環 境 指 標 》

項 目	令和2年度末数値 (基準値)	令和4年度数値	令和5年度数値	目標(R5年)	第2次最終目標 (令和12年)	担当課(作成者名)	目標未達成の理由
生活排水クリーン処理率(%)	73.80	78.3	80.0	78.96	91.0以上	上下水道局総務課 (計画担当)	
平均BOD値が2mg/ℓ以下の河川の割合(%)	80.0	100	100	83.6	92.0以上	環境課 (環境保全・自然エネルギー担当)	
アダプトプログラム参加団体数(団体)	17	17	18	20	27	環境課 (ごみ減量化担当)	企業において、人員確保が難しいなどの理由から、新規参加が見送られており、ボランティア団体においては、高齢化が進んで若い世代の参加が減少しているため。多くの団体が参加登録できるようにはじめ等の緩和などを検討し参加団体が増加するよう努めたい。
公園や子どもの遊び場に関する満足度(%)	30.5	37.7	34.5	32.0	35.5	都市計画課	
一人当たりの都市(身近な)公園の面積(m ²)	11.6	12.09	12.09	12.32	14.0		本市の区域内の都市公園面積住民一人あたりの標準面積(10.1m ²)はクリアしているが、今後も都市公園が増えていくよう努力していく。

基本目標	基本施策	事業名	具体的な事業内容	進捗状況	担当課
3-1 貴重な自然環境を守る	3-1-1 貴重な動植物の保護、生物多様性の確保	① 櫛形山アヤメの群落の保護	・野生生物による食害を防ぐため、アヤメ群生地に防鹿柵を設置し、アヤメの保護及び貴重植物を保全し、生物多様性を確保します。	・櫛形山アヤメ保全対策検討委員会による開花状況の継続調査では、防鹿柵内の相互作用がアヤメの生育にどのような効果をもたらすのか、継続して注視してゆくこととした。 令和4年度に策定した原生林保全計画により、原生林をシカの食害から守るための防鹿柵を設置した。	観光推進課 (ユネスコエコパーク担当)
		② 登山者等への希少動植物の保護啓発活動の実施	・パトロールを強化し、希少動植物の保護のため登山者等への保護意識の啓発を行います。	・高山蝶をはじめとする希少動植物の保護のため、看板設置やリーフレット配布、パトロール実施による啓発活動を実施している。	
		③ 山小屋を起点とした自然保護活動の実施	・市内の各山小屋及び広河原インフォメーションセンターにおいて、野生生物や高山植物の保護に関する啓発活動を行います。 ・環境省と協働し、希少動植物(ライチョウやキタダケソウ等)の保護活動を行います。	・市内の各山小屋及び広河原インフォメーションセンターにおいて、野生生物や高山植物の保護に関するリーフレット配布等の啓発活動を実施している。	
		④ 南アルプス市芦安山岳館の運営	・南アルプスの自然環境保護、安全登山、山岳歴史文化の継承に努め、各種のイベントの開催を通じて、登山者等に南アルプスの自然、高山植物の保護の重要性を啓発します。	・南アルプス登山の玄関口として山岳文化のPRだけでなく、南アルプスユネスコエコパークの管理事務所として運営。南アルプス市を含めた10市町村及び関係機関と連携を図りながら、南アルプスユネスコエコパークの周知を行っている。令和5年度の山岳館の来館者数4,091人であった。	
		⑤ 外来種(特定外来生物)対策の推進	・外来種(特定外来生物)の侵入や拡散を防ぐために、市民・事業者に対して、外来種の問題について啓発を行うとともに、「入れない」「捨てない」「拋げない」(外来種被害予防三原則)の遵守を促します。 ・外来種(特定外来生物)の侵入によって既存の在来種の生態系に影響を及ぼしている、また及ぼす恐れがある場合には、駆除に努めます。	・広報紙などへ市内に見られる外来生物について、写真を掲載し、啓発を実施している。 ・櫛形山では、登山口へ靴底の種子落としマットを設置し、山域への外来種の侵入防止・啓発活動を実施している。	
		⑥ 有害鳥獣被害防止対策の充実	・サル、イノシシ、シカなどによる被害の軽減と拡大防止を図るため、関係機関との連携のもと、野生鳥獣による被害の防止対策事業を推進します。	・有害鳥獣の捕獲及び被害防止対策への助成を行っている。	農政課
3-1-2 山岳環境保全のための規制、普及啓発活動	⑦ マイカー規制の実施	・南アルプス山岳交通適正化協議会が行うマイカー規制に係る経費の一部を負担します。 ・起点となる南アルプス温泉ロッジ周辺の整備を図ります。	・南アルプス山岳交通適正化協議会が行うマイカー規制に係る経費の一部を負担した。 ・起点となる南アルプス温泉ロッジ・市営駐車場周辺の環境整備に努めている。	観光施設課	
	⑧ 登山者等へのごみ回収活動等環境保全活動の実施	・高山蝶をはじめとする希少動植物保護のため、看板設置やパトロールを実施し、登山者等への環境保全啓発活動を実施します。 ・登山者等を含めごみ回収を実施します。 ・環境保全のため、仮設トイレ等の設置を検討します。	・トイレ環境のない山岳地帯や利用者の多い登山口付近に仮設トイレを設置した。具体的には、白根御池小屋、夜叉神峠、櫛形山アヤメ平、見晴らし平、池の茶屋に設置を行った。	観光施設課 観光推進課 (ユネスコエコパーク担当)	
3-1-3 南アルプスユネスコエコパーク事業の推進	⑨ 南アルプスユネスコエコパーク事業の推進	・3県10市町村でつくる「南アルプス自然環境保全活用連携協議会」へ参加し、豊かな自然環境と文化を守り伝えています。 ・地域の方々とともに話し合いを行い、自然環境を守る取り組みを行っていきます。	・平成26年6月に南アルプスユネスコエコパークへ登録され、平成29年に南アルプスユネスコエコパーク管理運営計画を策定している。また、ワーキンググループを設置し、課題に対して南アルプス市を含む10市町村共同で取り組みを進めている。平成30年度には科学委員会を設置し、専門的な見地から自然環境の保全に係る調査を進めている。令和6年度には登録10周年を迎えたことから、ユネスコ本部へ継続して認定を受けるための定期報告書の作成に取り組んでいる。また10周年記念イベントの開催に向け協議を行い、令和6年度に記念イベントを実施している。	観光推進課 (ユネスコエコパーク担当)	

3-2 森林を守る、農 の緑を守る	3-2-1 森林の公益的機能 の保全、普及啓発	⑩ 森林法による規制	・本市の都市計画区域外の森林の多くは保安林に指定されています。国や県と連携し開発等の規制、監視を行っています。	・森林における伐採の届出の受理及び報告を行っている。	農政課
		⑪ 森林のレクリエーション活用の推進	・櫛形山等には遊歩道が設置されていますが、安全により多くの人が散策を楽しめるよう、遊歩道の整備と維持管理を行っています。	・櫛形山県民の森周辺における遊歩道(3ルート)の整備を行っている。	農政課 観光施設課
		⑫ 森林の公益的機能に関する普及啓発	・環境教育の一環として、森林の生態系や森林の果たす役割について、学校の授業で取り上げます。	・芦安小・中学校では、児童生徒による自然体験活動をとおして、森林の多様性や環境保全について学習している。また、市内小中学校では、総合的な学習の時間、理科、社会科、生活科等の学習の中で、外部講師による自然教室等の開催を行い、森の生態系や公益的機能について学習している。また、ユネスコエコパーク担当と連携し、エコパーク伊奈が湖での自然体験学習や宿泊学習を展開している。□	学校教育課
	3-2-2 林業の支援、森林 資源の適正な管理	⑬ 林業の集約化	・林業施業の集約化を進めるため、森林の現況調査や所有境界の明確化に取り組みます。	・令和2年度より実施してきた民有林整備についての森林意向調査で、未提出者につき再調査を実施する。調査結果に基づき、整備を行っていく。	農政課
		⑭ 恩賜県有財産保護財産区管理会の運営	・恩賜林の保護育成に向け、計画的な整備を実施します。	・間伐や枝払い等の森林整備を実施している。	
		⑮ 森林資源の適正な管理	・松林に甚大な被害をもたらす松くい虫の駆除を、森林組合と連携して実施します。	・伐倒くん蒸処理(99.10m ³)及び枯損木処理(82.10m ³)を実施している。	
		⑯ 農振用地の保全	・農地法及び農振法に基づき、農地の転用を規制します。	・令和5年度農振除外申請面積59,319.6aの内、5,341aを不許可としている。	
		⑰ 各種事業への支援	・JA等の団体の活動や、環境保全型農業に取り組む営農活動に対して支援を行います。	・JAにおいて、安全な農薬散布指導の徹底を図るため市の補助金を活用して防除暦を作成・配布し、安全使用基準の徹底を図った。また有機農業による化学合成農業の削減に取組み、地球温暖化防止及び生物多様保全に効果の高い営農活動を行う1団体に対して補助金を交付して支援を行っている。	
	3-2-3 優良農地の保全と 遊休地の活用	⑱ 遊休農地と担い手に係わる情報収集、活用促進	・増加する遊休農地に係る情報を収集し、現況を把握してきましたが、県やJA等各種団体と協働し遊休農地の活用を図ります。	・荒廃農地の解消について、JAとJAの新法人と共に荒廃農地解消計画について協議を行い、遊休農地の解消に努めている。	農政課
		⑲ グリーンツーリズムの推進	・観光と組み合わせた農作業の体験イベント等を実施します。	・地域資源を活用し、都市住民との交流を図るクラインガルテンの管理運営を行っている。	
		⑳ 地元特産品の開発	・中部横断自動車道の開通により、近県からの道の駅の利用者増加が期待できます。これら利用者に対して地元特産品の開発、ブランドづくりを推進します。	・他と比べて秀でた特性をもつシャインマスカットのブランド基準をJAと協議して策定し、「桐姫」の名称で農協直売所、観光協会のイベント等で試験販売を実施した。次年度以降、市の基準を満たした作物安定生産を構築し、ふるさと納税及び高級贈答品への販路を確立していく。	
		㉑ 中山間地域の農業の支援	・中山間地域集落農地の保全への取り組みを支援します。 ・急傾斜地など復元が困難な遊休農地については、農地利用を第一義としつつ、林地化、特用林産物生産用地としての活用等適切な土地利用を検討します。	・中山間地域等直接支払交付金等の活用により、中山間地域集落農地保全の支援を継続していく。また、急傾斜地などを活用した新作目の試験栽培等に取り組む農業者に対し助成金の支援をして有効的な土地利用を推進している。	
		㉒ 遊休農地の解消	・農業への関心、健康増進、生きがいづくり等の市民ニーズの発掘、中山間地域での都市と農村の交流を目的としたクラインガルテンの運営を推進します。	・中山間地域においてクラインガルテン利用者と地元市民の農業を通じて交流により、農業に興味を持ち市内への移住などのきっかけとなっている。 また、農業への関心、健康増進、生きがいづくりの場として汗かき農園の利用を推進している。	
	3-2-4 農業の振興、担い 手の育成	㉓ 農業の振興、担い手の育成	・観光と組み合わせた農業体験事業、地元特産品のブランドづくり、認定農業者の育成等により、農業振興と担い手づくりを推進します。	・認定農業者の経営計画の改善点等を県の担い手育成総合支援協議会と連携しながら支援を行っている。 ・地元特産品のブランドの商品化の試験栽培を行う。	
		㉔ 認定農業者の育成・支援	・県、各種団体と協働しプロフェショナルな農業者を育成するとともに、地域農業の維持と発展の取り組みを積極的に支援します。	・令和5年度の認定農業者数は200名で前年度から4名の減少、認定新規就農者数は10名となった。今後、人数が増加するように登録支援などを行っていく。	

	3-3-1 動植物の生息・生育環境の保全・維持活動	㉕ 耕作放棄地の解消	・耕作放棄地は動植物の住処や繁殖の温床になることから、生態系維持のためにも解消に努めます。	・荒廃農地流動化促進事業で19, 295m ² を解消した。	農政課
		㉖ 自然保護の推進	・国立公園、県立公園などにおける規制等について連携して取り組み、野生動植物の保護や調査並びに自然保護に関する普及啓発を推進します。	・各事業実施に際しては、自然公園法等の各種法令に基づき、適切な指導助言を実施している。	観光推進課 (ユネスコエコパーク担当)
		㉗ 生態系に配慮した施設整備	・道路、河川、水路等の施設整備にあたっては、多自然工法の生態系に配慮した整備を促進します。	・都市計画道路の事業計画については、生態系に配慮した整備を進めていく。	道路整備課 都市計画課
3-3-2 エコロジカルネットワークの形成	㉘ 道路、河川、公園等の緑化、ネットワークの形成	・道路、河川、公園の緑化を進め、緑のネットワークの骨格の形成を図ります。	・街路樹等による緑化は整備済みであり、適正な維持管理による景観の維持に努めている。	道路整備課	
		・緑のネットワークの形成には、居住地域、里山、山間部及び水系のつながりに配慮します。	・田園居住地域、里山地域、山岳・山間地域に分けられ、土地構造からなる土地利用を行い、市民の憩いの場やレクリエーション活動の場となる多様な緑の拠点と、それらを結ぶ緑の軸・水と緑のネットワークにより形成を図っている。	都市計画課	
3-3 自然と共生し、 景観を守る	3-3-3 優れた眺望景観、里山景観、 集落景観の保全、 継承	㉙ 南アルプスユネスコエコパークの活用	・ホームページやパンフレット等により、南アルプスの魅力を多くの方に知つてもらえるよう活動します。 ・南アルプスユネスコエコパークの魅力を活かした、地域振興策を検討します。	・ユネスコエコパーク推進事業の活動内容について、SNSを通じた発信、年間を通じて市内イベント等でのワークショップ開催での啓発活動を実施している。また、令和3年度よりエコパ伊奈ヶ湖や学校周辺において市内すべての小学校の授業において、動植物や自然森林環境に精通する職員によるガイドプログラムを実施し南アルプスの魅力を伝えている。	観光推進課 (ユネスコエコパーク担当)
		㉚ 自然や景観に配慮した施設整備	・自然公園内の施設については、自然と調和した色彩にするなど景観に配慮した施設整備を図ります。	・景観に配慮した色彩を検討した資材の採用を検討している。	観光推進課 都市計画課 道路整備課
		㉛ 芦安地区の魅力づくり	・南アルプスの玄関口である芦安地区について、街並み景観の向上など、本市観光の代表地区であることを意識した魅力づくりを図ります。	・甲斐芦安線景観ゾーンとなっており、景観に配慮した建築物・工作物等の適正な誘導を図っている。	
		㉜ 南アルプスの良好な眺望場所の整備	・夜叉人峠周辺及び駐車場やアクセスルートの維持管理と整備を行います。 ・シャトルバスの運行等、観光客の通年利用が可能となる仕組みづくりを検討します。	白根三山の景観スポットである夜叉神峠の登山道及び駐車場周辺の整備に取組み、利用者の利便性の向上を図っている。	
		㉝ 南アルプスに誘う玄関口や道路景観の魅力づくり	・中部横断自動車道のインターチェンジ等の玄関口や南アルプスへの主要なアクセス道路についてまちなみ景観の向上を図ります。	・都市計画法第29条の開発指導を行い、ゆとりある道路幅員・歩道の確保等の指導を実施した。	道路整備課 都市計画課
		㉞ 優れた眺望場所の掘り起こし、整備	・市民からの公募等により、優れた眺望場所の掘り起こしを図ります。 ・眺望の良好な場所については、広場の設置やルートづくりを図ります。	・HPやSNS等により、市民に南アルプス市の良好な眺望を投稿してもらい、眺望場所の掘り起こしを図っている。	観光推進課 都市計画課 道路整備課
		㉟ 眺望景観を妨げる要因の改善	・市街地の高層建築物、工作物、広告、看板等は景観法に基づく「南アルプス市景観まちづくり条例」に基づき適正に管理します。	・数年前までは、太陽光発電施設の乱立が問題となり良好な景観の阻害が顕著であったが、「山梨県太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例」が制定され、ある程度規制できるようになった。景観条例と開発指導要綱の両輪で事業者に理解してもらう取り組みを並行して実施している。	
	3-3-4 歴史的・文化的資源の保全、 活用	㉟ 全国に誇れる御勅使川歴史遺産の保全	・「芦安堰堤」などの堰堤群、信玄築堤の伝承を持つ「将棋頭」や「石積出」、農業灌漑用水である「徳島堰」や「柳形堤防」など、御勅使川の歴史遺産を保全するとともに、歴史公園化等の活用を図ります。	・「御勅使川旧堤防」について、より良い形で保護・活用を行っていくため、平成29年度に策定した「整備基本計画」に基づき整備事業を進めている。このうち、令和5年度に「柳形堤防」の史跡整備が完成している。 ・「徳島堰」は令和4年度に国の記念物に登録され、さらなる保全と活用に取り組んでいる。	文化財課

3-3 自然と共生し、 景観を守る	3-3-4 歴史的・文 化的資源の保全、 活用	⑦豊富な遺跡・史跡の保全と活用	・本市には古長禅寺、物見塚古墳、六科丘古墳などのほか、城址や館跡などの史跡が数多く存在します。鎌物師屋遺跡、市之瀬台地の古代遺跡群、戦争遺跡である「ロタコ」(御勅使河原飛行場跡)など多くの遺跡が分布しています。これらの史跡、遺跡を保全します。	・市内の文化財については、所有者や管理者に管理報奨金を交付するなどして、保全に努めた。また、地域の歴史的・文化的資源の活用を図るために、「ふるさと〇〇(まるまる)博物館事業」を継続的に実施しているほか、学校での出前授業や地域における講座等も継続的に実施し、のべ実施回数は233回を数えた。 ・そのほか文化財説明板の修繕1件と古墳などの史跡は草刈り等の環境整備を継続して実施している。	文化財課
		⑧歴史的建造物の保存	・長谷寺本堂等の寺社建築、安藤家住宅などの歴史的建造物について、周囲の環境を含めた保全に努めます。	・歴史的建造物の保全としては、国の重要文化財である安藤家住宅の管理・運営等を行い、令5年度の入館者数は3,915人であった。また懸案事項のバスの入れる駐車場やバリアフリーのトイレも整備した。 ・民間所有の建造物に関しても、破損などに対して保存修復へ向けての助言を行うなど、保全に努めている。	
		⑨古木、大木の保全と活用	・三恵の大ケヤキ、古長禅寺のビャクシンなどの天然記念物に指定されている古木の保全を図るとともに、市民に親しまれる景観スポットとして整備します。	・古木の保全については、鏡中條のゴヨウマツ、宝珠寺のマツにおいてマツクイムシの防除を行った。 ・その他の古木等についても、定期的に観察を行い、樹勢を維持している	

《 環 境 指 標 》

項目	令和2年度末数値 (基準値)	令和4年度数値	令和5年度数値	目標(R5年度)	第2次最終目標 (令和12年)	担当課(作成者名)	目標未達成の理由
森林面積の割合(%)	73.2	73.2	73.2	73.2	73.2	農政課 観光推進課 (ユネスコエコパーク担当)	市内における認知度を上げることを念頭に、啓発活動を実施しているが、市民アンケートの数値まで反映されていない。更なる周知方法を検討していく。
松くい虫防除(m ³)	400	244.0	181.2	355	250		
ユネスコエコパークの認知度(%)	32.10	31.2	34.5	37.47	50.00		
農業就業者人口(人)	3,481	2,009	1,977	3,589	3,841		
農業生産法人数(団体)	15	25	27.0	16	18		
遊休農地の比率(%)	11.7	4.9	8.6	10.2	6.7		
市場占有率が全国10位以内の農産物の作物数(作目)	3	3	3	3	3		
山梨県の特産品認証数(品目)	59	59	59	59	59		
「汗かき農園」区画利用率(%)	63.5	82.8	82.8	74.5	100.00		
1契約者当たりのクラインガルテン年間滞在日数(日)	167	165	170	168	170		
認定農業者数(人)	211	204	196.0	262	380		新規認定農業者数の増加より、高齢等の理由により認定農業者の更新を行わない農業者の数が増加しているため、結果として年々減少傾向にあり目標を下回る結果となった。認定農業者になることで魅力があり高収入を得られるように検討していく。

基本目標	基本施策	事業名	具体的な事業内容	進捗状況	担当課
4-1 低炭素社会づくりを推進する	4-1-1 公共施設への新エネルギーの率先導入	① 公共施設への新エネルギーの導入	・市関連施設への太陽光発電設備設置、公用車の電動化、新エネルギーの導入に取り組み、二酸化炭素排出量の削減に努めます。また合わせてエネルギーの「地産・地消」の観点から蓄電池の設置も検討します。	・公共施設への新エネルギー導入は、令和4年度に新築した若草保育所をはじめ、新築や改築に合わせ太陽光発電システム等を導入している。令和5年度時点では、市役所庁舎、保育所、教育委員会等に、太陽光発電システム26箇所、ペレットストーブ33台設置した。令和6年2月に市役所本庁舎駐車場内に電気自動車用急速充電器を設置し、稼働を開始している。	管財課 環境課 (環境保全・自然エネルギー担当)
			・毎年の地球温暖化対策の実施状況(CO2排出量推移等)を、市のHP等で市民に公表します。	・管財課が所管する公共施設から排出されるCO2排出量のデータを取りまとめ、CO2排出量をHPで公表している。	
			・広域事務組合における、ごみの燃焼におけるコーチェネーションシステムの導入を検討します。	・広域事務組合に検討を依頼しています。	
		② 教育施設への新エネルギーの導入、環境教育への利用	・市内22校の小中学校の内13校に太陽光発電設備を設置していますが、今後も施設の拡充等を検討します。	・各小中学校の長寿命化等の計画に併せ、設置の検討をしていく。	学校教育課
			・設備を利用し、地球温暖化問題等に関する環境教育を実施します。	・見学の申し込みがあり次第、金山沢川水力発電所を社会科見学として利用している。	
	4-1-2 水力、バイオマスエネルギーの利活用等の検討	③ 小水力発電の導入	・2009年北岳の玄関口に「金山沢川水力発電所」を整備し、南アルプスの豊かな清流と急峻な地形を利用した小水力発電を行なっていますが、さらに効率を高め電力量の増加に努めます。 ・出力の大きな水力発電は可能性が低いため、マイクロ水力等の小規模な電力の活用を研究します。	・平成22年2月、金山沢川水力発電所が竣工。芦安山岳館、温泉ロッジ、白鳳会館で自家消費し、余剰電力は売電している。令和5年度の発電量は、236,160kWhで前年比92%と老朽化に伴い、発電量は減少しているが、今後も発電量の現状維持が図れるよう検討していく。	環境課 (環境保全・自然エネルギー担当)
		④ バイオマスの利用推進	・現在バイオマス利用のボイラーを市営温泉の3施設で運用しています。今後もペレットストーブや薪ストーブも含め、熱源として利用できるか研究します。 ・農業用ボイラーのバイオマス化を研究します。 ・企業のバイオマス利用を促進します。	・市営温泉3施設でペレットを使用しているが、使用量が少なく、データーが得られないが、今後もペレットストーブや薪ストーブも含め、熱源として使用できるか継続して研究していく。	
		⑤ カーボン・オフセット事業推進	・本市では、水力発電所やトマト加温施設におけるバイオマス燃料の利用により国の制度に基づく信頼性の高いオフセット・クレジットを創出しました。しかし、2021年に認証が切れるため、費用対効果検証を行い、継続の可否について判断します。	・金山沢川水力発電所で発生した電力のうち、自家消費した電力の環境価値をクレジット化(オフセット・クレジット:J-VER)。令和5年度は54t販売し、令和5年度末時点での残クレジットは259tである。 また、2023年以降、オフセットクレジットの認証に費用負担が必要になるため、効率的なクレジット化も研究していく。	
	4-1-3 省エネルギーの推進	⑥ 緑のカーテン事業	・ゴーヤ、アサガオなどのつる性の植物をカーテン状に育て、冷房費と二酸化炭素の削減を図ります。 ・公共施設等様々な場所で取り組み、環境に配慮した生活の普及を図ります。	・「緑のカーテン」の栽培講習会及び苗づくり講習会を実施。そのほか、「緑のカーテン」コンテストを開催し、地域住民だけでなく、事業所や小中学校を含む公共施設等に向けて、積極的な普及促進に努めた。	環境課 (ごみ減量化担当)
		⑦ 廃食油のリサイクル	・市内のNPOと行政が協働により、廃食油を回収し、今後も廃食油のリサイクル推進に取り組みます。	本市の廃食油回収量は、令和5年度2,250kgとなり、更なる回収量増加のために周知を行っていく。	
		⑧ LED化	・庁舎及び公共施設において、照明を順次LEDへ切り替え、電気使用料と二酸化炭素の削減を図ります。	・本庁舎(本館・西別館・東別館)の照明をLEDへ切り替えた。(10年間リース)	管財課

4-1 低炭素社会づくりを推進する	4-1-4 新エネルギー、省エネルギー等の普及拡大、環境マネジメントシステム構築支援	⑨ 地球温暖化対策実行計画の推進	<ul style="list-style-type: none"> 市役所の事務及び事業から排出される温室効果ガスを、CO₂換算で2020年度から2024年度までの5年間に、2018年度比8%以上削減することを目標とします。 市民に対して取り組み結果を公表し、地球温暖化防止のための広報活動を推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> 令和5年度の公共施設からのCO₂排出量は8,210tであり基準年度平成30年度のCO₂排出量9,123tに対し89.9%であった。 緑のカーテン推進事業やエコライフ補助金交付事業等をはじめとする取り組みをホームページに掲載し、省エネルギーの推進を図っている。 	環境課 (環境保全・自然エネルギー担当)
		⑩ 環境マネジメントシステム導入推進、支援	<ul style="list-style-type: none"> 環境マネジメントシステムの導入を希望する事業者に対して、情報の提供や講師等の紹介を支援します。 環境配慮契約法に基づく優遇契約の検討、価格に加えて環境性能を含め、総合的な事業者評価制度を調査、研究します。 	<ul style="list-style-type: none"> コピー用紙の購入にあたり、グリーン購入法適合評価値「80ポイント」以上としている。 公用車の購入及びリースにあたっては、原則グリーン購入法適合車種を採用している。 	管財課 環境課 (環境保全・自然エネルギー担当)
		⑪ 新エネルギー利用システム導入支援	<ul style="list-style-type: none"> 住宅用太陽熱利用機器の導入に対して支援します。 出力10kw以上の事業用太陽光発電施設(建築物へ設置するものを除く)については、県の作成した「太陽光発電施設の適正導入ガイドライン」及び当市の「南アルプス市景観まちづくり条例」条例に基づき適正に管理します。 家庭用ペレットストーブや薪ストーブの導入に対して支援します。 住宅の断熱効果を高めるための改築推進や助成事業を検討します。 自動車用急速充電器の敷設に取り組みます。 エネルギー循環型社会に向けて、集落や近隣住民での新エネルギーの「地産・地消」の導入を研究します。 	<ul style="list-style-type: none"> 事業用太陽光発電施設について「山梨県太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例」にのっとり、適正に管理・対応している。 エコライフ促進補助金を交付することで、家庭用ペレットストーブの普及に努めた。(令和5年度実績4件) 管理住宅課で住宅の建替えやリフォームについて補助金を交付して推進している。 自動車用急速充電器を市役所駐車場に設置・管理している。(令和6年2月運用開始) 金山沢水力発電を用いて公共施設等での「地産・地消」の効果を研究している。 	環境課 (環境保全・自然エネルギー担当)
	4-1-5 交通のグリーン化	⑫ 新エネルギー、省エネルギーに関する普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> 学校での環境教育、市のホームページ、広報誌等でのPR等、様々な機会をとらえて新エネルギー、省エネルギーに関する普及啓発を進めます。 やまなしクールチョイス県民運動を推進します。 市民に対し自家用車の電動化を促します。 更新時期による農業用ボイラーについて、化石燃料から木質燃料への切換えを啓発します。 	<ul style="list-style-type: none"> 社会や理科、総合的な学習の時間で、新エネルギー・省エネルギーを含めた、環境をテーマとした学習を実施している。 コピー用紙の購入にあたり、グリーン購入法適合評価値「80ポイント」以上としている。 公用車の購入及びリースにあたっては、原則グリーン購入法適合車種を採用している。 エコライフ促進補助金を交付することで、電気自動車の普及に努めた。(令和5年度59件) 小学生を対象にエコ工作教室を開催し、自然エネルギーへの理解を深めた。 	学校教育課 環境課 (環境保全・自然エネルギー担当)
		⑬ 国内排出権取引J-クレジットの普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> 本市は全国の自治体に先駆け、同制度を小水力発電事業や、実験的に実施した温室トマト栽培において活用しました。今後も、J-クレジット制度30を活用するなどにより、地球温暖化対策を行うとともに、市民・事業者に制度を周知します。 	<ul style="list-style-type: none"> 金山沢川水力発電所で発生した電力のうち、自家消費した電力の環境価値をクレジット化(オフセット・クレジット:J-VER)。令和5年度は54t販売し、令和5年度末時点での残クレジットは259tである。販売促進に努める。 	環境課 (環境保全・自然エネルギー担当)
	4-1-5 交通のグリーン化	⑭ コミュニティバスの運行	<ul style="list-style-type: none"> 市コミュニティバスへのCNGバス車両使用、電動化について、導入・推進を図ります。 他の交通機関との連携を図り、より利用しやすい交通環境を整えます。 	<ul style="list-style-type: none"> 市コミュニティバスのCNGバス車両や電動車両は未導入となっているので、導入に向け検討していく。 市立美術館をバス拠点として6路線を運行しているが、在来バスが運行されていない交通空白地などに路線バスの運行を検討していく。 	市民活動支援課
		⑮ 自転車利用の促進	<ul style="list-style-type: none"> 公共交通機関と連携したサイクルアンドライドやカーシェアリングと連携した自転車利用促進策の導入について研究します。 通勤や通学、買い物などでの自転車の利用を促します。 自転車専用道整備の可能性について研究します。 	<ul style="list-style-type: none"> 自転車利用の促進について自転車置き場を整備に努めている。 公共交通機関や自転車利用の促進を図るため、市では率先して職員ノーマイカーデーを実施している。 	管財課 市民活動支援課 環境課 (環境保全・自然エネルギー担当)

《環境指標》

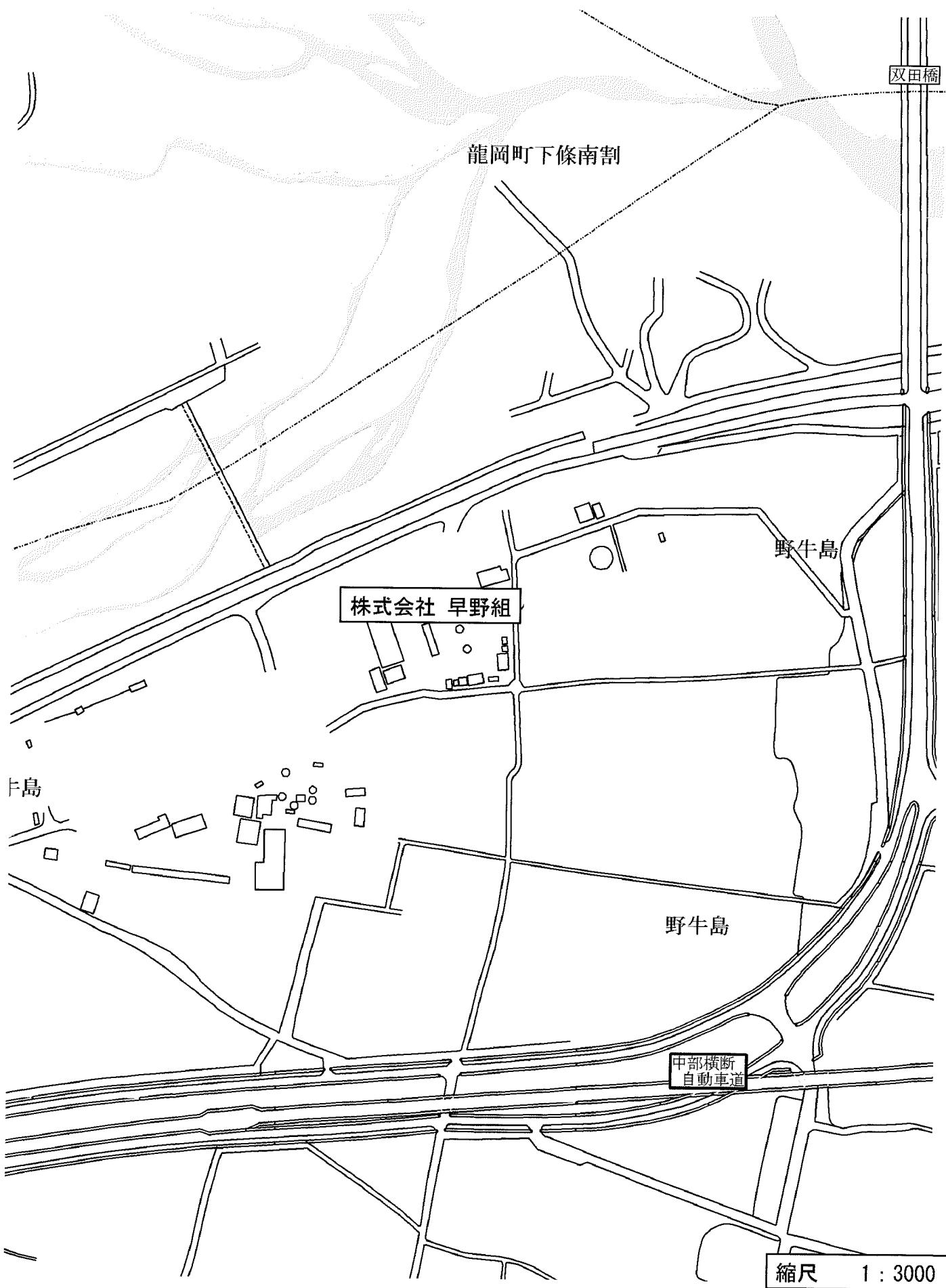
項目	令和2年度末数値 (基準値)	令和4年度数値	令和5年度数値	目標(R5年)	第2次最終目標 (令和12年)	担当課(作成者名)	目標未達成の理由
南アルプス市全体の二酸化炭素排出量の推計(t)	518,960		令和7年3月確定予定 (自治体排出量カルテより)	448,900	285,428	環境課 (環境保全・自然エネルギー担当)	
公共施設における二酸化炭素排出量(t)	5,385	7,601	8,210	4,658	2,962	環境課・管財課・学校教育課	
自然エネルギーの活用による発電量(kwh)	1,051,706	877,071	885,100	1,066,031	1,099,457	環境課 (環境保全・自然エネルギー担当)	自然エネルギーを活用する設備の新規設置がなく、また、老朽化等により発電量が低下しているため、現状の発電量を維持するように努める。
公用車の低公害車導入率(%)	59	61.64	61.7	61.7	68.0	管財課	
路線バスを利用していると回答した市民の割合(%)	12.30	10.8	11.8	14.76	20.50	市民活動支援課	コロナ以降、路線バス利用者は8割程度まで利用者が戻っているが、別の交通手段への転換も進んでいるため。
バスなどの交通機関の便利さに関する市民の満足度(%)	14.30	13.2	12.6	17.15	23.80		市民の多くが運転免許証を所有し、自家用車での移動が一般的となっている。バスの運行本数も限られており、市民への公共交通利用の啓発が不足している。市ホームページや広報誌に掲載して、利用促進に努めていく。
コミュニティバス利用者数(人)	52,763	72,533	86,059	65,358	94,746		
コミュニティバス路線数(本)	6	6	6	6	6		

基本目標	基本施策	事業名	具体的な事業内容	進捗状況	担当課
5-1 市民協働の取り組みを推進する	5-1-1 市民協働によるまちづくりの普及、推進	① 協働事業の推進	・市が実施している事業、今後実施する事業のうち、市民、市民団体、事業者が事業への参画や受託できるものについて、市が協働のパートナーを募集しテーマ型活動助成事業では持続可能な地域活動を支援しています。	・令和5年度の協働支援テーマ型活動助成事業については、4件の提案事業が実施された。また、市民活動フェスタ、協働フォーラムについても予定どおり実施できた。市民活動センター内で行うディレクターズサロンは毎月実施することができ、市民活動団体の意見交換等、市民協働への取り組みの推進が図られている。	市民活動支援課 市民活動センター
	5-1-2 連携の輪づくり	② 環境活動情報の共有	・市ホームページ等を活用し、環境保全活動に取り組むNPOやボランティア団体の活動内容等を発信します。また事業者とも連携・協働した取り組みを進めます。	・飼い主のいない猫の問題を殺処分ではなく、不妊処分によって解決しようとする動物基金を活用して飼い主のいない猫の不妊去勢手術を市内のボランティアと共同で取り組んでおりホームページに掲載し、啓発活動に努めている。□	環境課
5-2 環境教育・学習を推進する	5-2-1 学校における環境教育の推進	① 各教科や総合的な学習の時間を利用した環境教育の実施	・ESD教育のカリキュラムを検討し質の高い環境教育を実施します。	・野菜づくり、蚕の飼育などの農業体験や林間学校などの自然体験をとおし、自然や環境の保全など持続可能な未来を担うための教育を推進している。	学校教育課
		② 自然体験教育の充実	・野外活動や農業体験などを通じて児童等が自然にふれあう機会を設け、自然体験教育の充実を図ります。	・農業体験や林間学校などの自然体験を通して、学校だけでは学べない自然への関心を促し、関わり方を考えさせるような教育を実施している。	
		③ リサイクル活動の実施	・各学校でアルミ缶、古紙などを児童等が回収しリサイクルの重要性を学びます。	・児童会・生徒会活動の一環でアルミ缶回収、古紙回収などのリサイクル活動を推進している。	
		④ ペットボトルキャップの回収	・企業の協力を得ながら、ペットボトルのキャップを回収し、リサイクルの輪の広がりと環境教育を兼ねた取り組みを勧めます。・リサイクルで得た収益は途上国へのワクチンの贈呈に充てられます。	・児童会・生徒会活動の一環として、ペットボトルキャップ回収などのリサイクル活動を推進している。	
		⑤ ユネスコ・スクールの持続発展教育(ESD)の推進	・先進的に自然保護に取り組む学校や国際交流を積極的に進める学校を中心として、ユネスコ・スクールのSDGsに係る教育を推進します。	・芦安小・中学校と櫛形西小学校がユネスコ・スクールとして認可されている。自然パトロールや森林学習など自然の多様性や環境学習をとおして、ユネスコ・スクールに係る教育を推進している。	
	5-2-2 環境情報・環境学習の機会の提供	⑥ 環境情報・環境学習の機会の提供	・近年の環境問題は多岐にわたっています。環境問題の正しい理解や自主的な取り組みを推進するため、広報やインターネットなどを通じて、正確な情報を伝達します。	・小中学校の授業において、環境学習の機会の提供を行っている。	環境課 学校教育課

《 環 境 指 標 》

項目	令和2年度末数値 (基準値)	令和4年度数値	令和5年度数値	目標(R5年)	第2次最終目標 (令和12年)	担当課(作成者名)	目標未達成の理由
地域活動へ参加した市民(世帯)の割合(%)	66.40	61.70	62.50	69.28	76.00	市民活動支援課 市民活動センター	小規模なNPO法人が多く、人材育成や資金の確保、活動拠点の確保など、さまざまな課題があることが、数が増えない要因と思われる。そのため、資金については、財団等の助成金の紹介、活動拠点については、使用料のかからない市民活動センターの登録・活用方法を紹介していく。
自治会活動などの地域活動に関する満足度(%)	34.80	33.20	37.30	35.76	38.00		
自治会に加入している世帯の割合(%)	70.60	69.58	69.14	72.22	76.00		
認証NPO法人数(団体)	40	36	36	40	40		
地域美化活動参加者数(人)	19,340	20,020	21,963	20,240	22,340	環境課 (ごみ減量化担当)	企業において、人員確保が難しいなどの理由から、新規参加が見送られており、ボランティア団体においては、高齢化が進んで若い世代の参加が減少しているため。多くの団体が参加登録できるように要件等の緩和などを検討し参加団体が増加するように努めたい。
アダプトプログラム参加団体数(団体)	17	17	18	20	27		

位置図

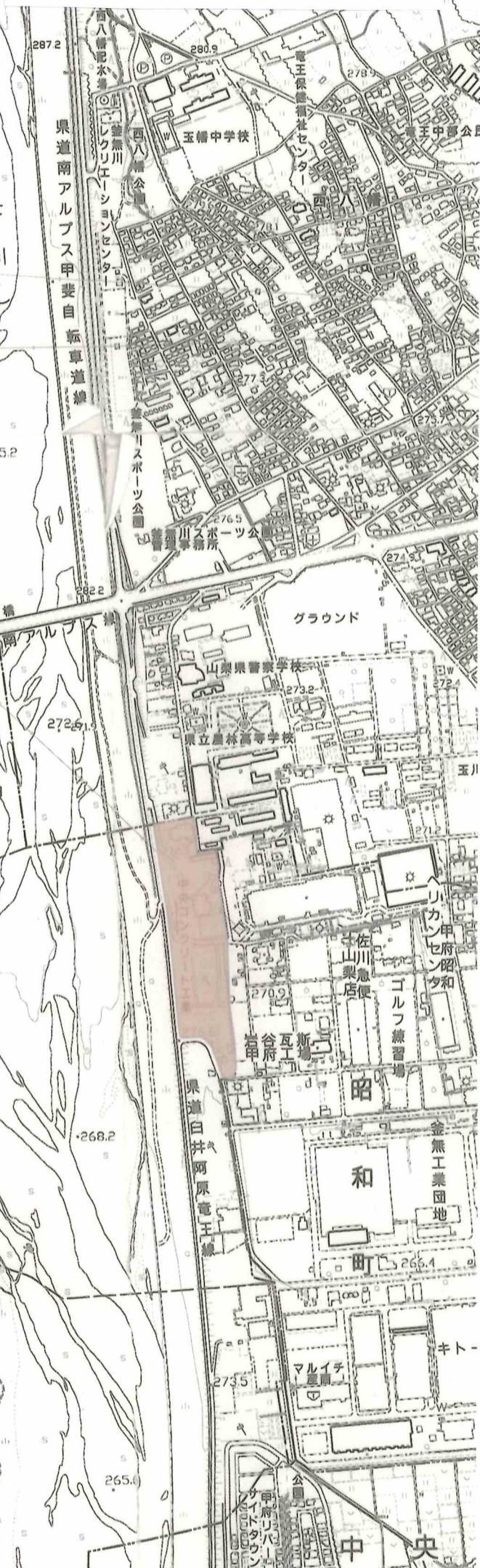


騒音規制図

騒音規制区域種別

第一種区域（無し）	緑色
第二種区域	黄色
第三種区域	赤色
第四種区域	青色

(注) 工業団地等周辺の帯状の区域は緩衝区域であって、その幅は30m。



「この地図は、昭和町長の承認を得て、同町発行の2千5百分の1及び1万分の1都市計画基本図を複製したものである。
(承認番号) 平成27年2月5日 昭都第17号」

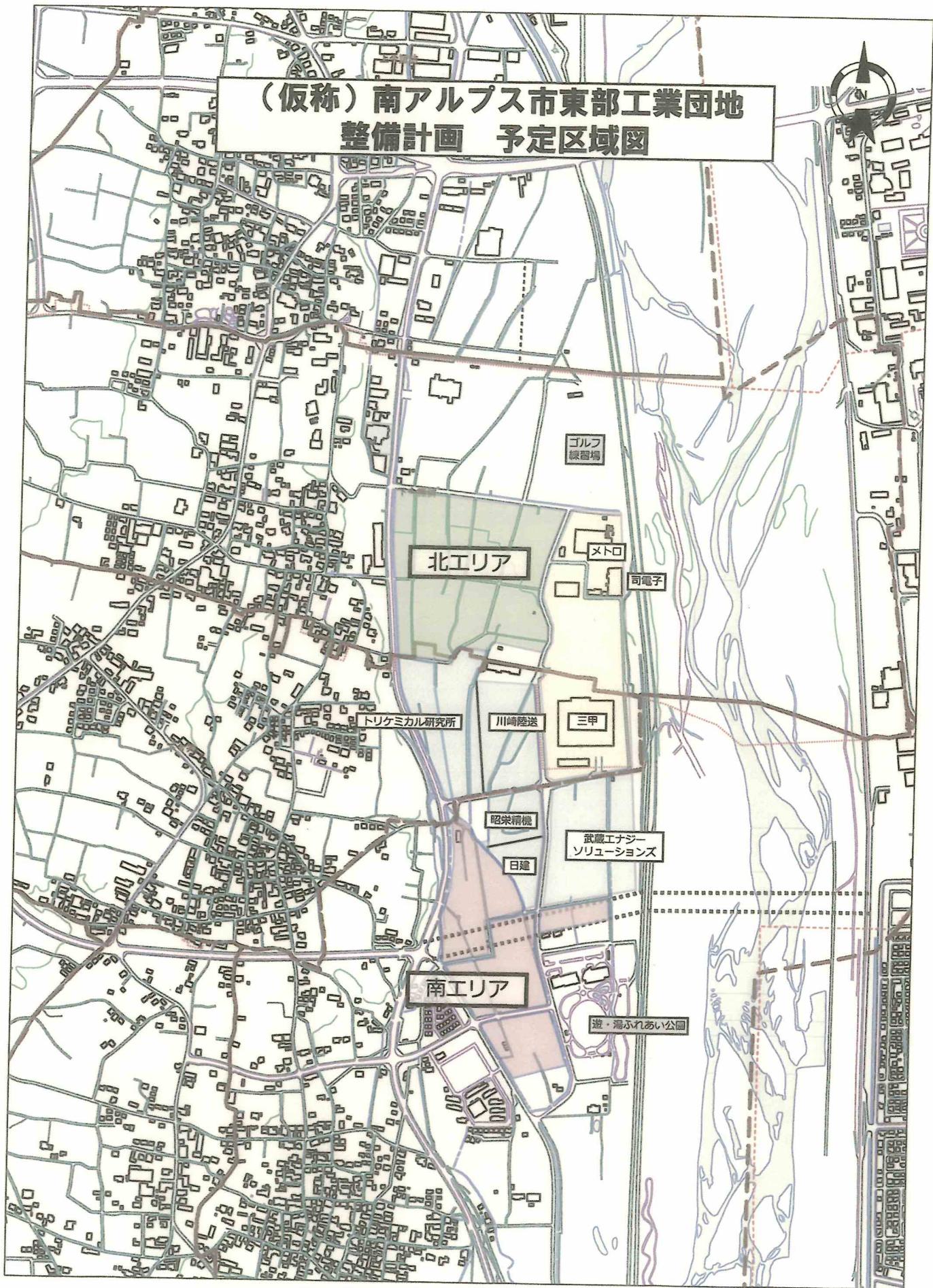
「この地図は、中央市長の承認を得て、中央市発行の2千5百分の1中央市管内図、1万分の1中央市管内図を使用し作成した。
(承認番号) 中央都第2-4号」

「甲斐市地域については、同市の承認を得て、同市発行の1:10,000地形図(公共測量)を複製したものである。」

「この地図は、垂崎市長の承認を得て同市発行の都市計画図及び全図を使用して調整したものです。」

著作権

(仮称)南アルプス市東部工業団地
整備計画 予定区域図



0

700m

1 : 10000